

(写)

龍ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第26号

龍ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市議会委員会条例（昭和44年龍ヶ崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第2条 省 略	第2条 省 略
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
(1) 省 略	(1) 省 略
(2) 健康福祉委員会 8人	(2) 健康福祉委員会 8人
福祉部、 <u>こども未来部</u> 及び健康スポーツ部の所管に属する事項	福祉部及び健康スポーツ部の所管に属する事項
(3) 省 略	(3) 省 略

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。